



KPMG 税理士法人
[Contact Us](#)

KPMG Tax メールマガジン

No.95 – July 2, 2015

税務情報

東京都－外形標準課税対象法人の 2016 年 4 月 1 日以後開始事業年度の法人事業税率(超過税率)を決定

2015 年度税制改正により、外形標準課税対象法人(期末資本金の額が 1 億円を超える一定の法人)に適用される法人事業税の標準税率は、2 段階(2015 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度及び 2016 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度)で改正されました。

この標準税率の改正に伴い、東京都の超過税率を定めた東京都都税条例の改正も必要となります。4 月 1 日に公布された改正条例には、2015 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に適用される税率が定められていたものの、2016 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に適用される税率は定められていませんでした。

このたび、2016 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に適用される超過税率を定めた改正条例が可決(6 月 24 日)・公布(7 月 1 日、[東京都公報 増刊 59 号](#) (PDF 326KB))されましたので、お知らせいたします。

また、東京都主税局は 7 月 1 日、新たに定められた超過税率等の情報を含む以下の資料をホームページに掲載しました。

- 「[平成 27 年度税制改正に伴う外形標準課税法人に係る法人事業税の税率の改正について](#)」(PDF 284KB)

改正後の東京都の法人事業税の税率(外形標準課税対象法人に適用されるもの)は以下のとおりです。(今回新たに定められた超過税率は、[KPMG Tax メールマガジン No.93](#)(6 月 11 日発行)でお知らせした改正案と同様です。)

東京都一法人事業税(所得割)の税率

課税標準(所得)	2015 年度 改正前	2015 年度改正後 (以下の期間に開始する事業年度)	
		2015 年 4 月 1 日～ 2016 年 3 月 31 日	2016 年 4 月 1 日 以後
400 万円以下	2.39% (1.69%)	1.755%	1.025%
400 万円～ 800 万円	3.475% (2.475%)	2.53%	1.585%
800 万円超	4.66% (3.26%)	3.4%	2.14%

- 「2015 年度改正前」の列の括弧書きは、2014 年 9 月 30 日までに開始する事業年度に適用される税率です。
- 3 以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人については、年間所得 800 万円以下の所得に係る軽減税率の適用はありません。

東京都一法人事業税(外形標準課税)の税率

	2015 年度 改正前	2015 年度改正後 (以下の期間に開始する事業年度)	
		2015 年 4 月 1 日～ 2016 年 3 月 31 日	2016 年 4 月 1 日 以後
付加価値割	0.504%	0.756%	1.008%
資本割	0.21%	0.315%	0.42%

2015 年度改正により、外形標準課税対象法人に係る法人実効税率は以下のようになります。

法人実効税率

	2015年度 改正前	2015年度改正後 (以下の期間に開始する事業年度)	
		2015年4月1日～ 2016年3月31日	2016年4月1日 以後
標準税率	34.62%	32.11%	31.33%
東京都の税率	35.64%	33.06%	32.26%

info-tax@jp.kpmg.com

Privacy & Disclaimer

<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/legal.aspx>
<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/privacy.aspx>

KPMG Tax Corporation, Izumi Garden Tower, 1-6-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6012

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.